

湯河原町林野等火入れに関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年2月24日

湯河原町長 内藤喜文

### 湯河原町条例第7号

湯河原町林野等火入れに関する条例の一部を改正する条例

湯河原町林野等火入れに関する条例（平成11年湯河原町条例第23号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「異常乾燥注意報」を「乾燥注意報若しくは林野火災に関する注意報が発表された場合」に改め、同条第2項中「ほか」を「他」に、「認められるとき」を「認められる場合」に、「異常乾燥注意報又は」を「乾燥注意報若しくは林野火災に関する注意報が発表された場合若しくは」に、「発令されたとき」を「発令された場合」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。